

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	改正前
15の5 財務諸表等規則ガイドライン8の12-2-1の取扱いは、規則第15条の5に規定する税効果会計に関する注記について準用する。	(新設)